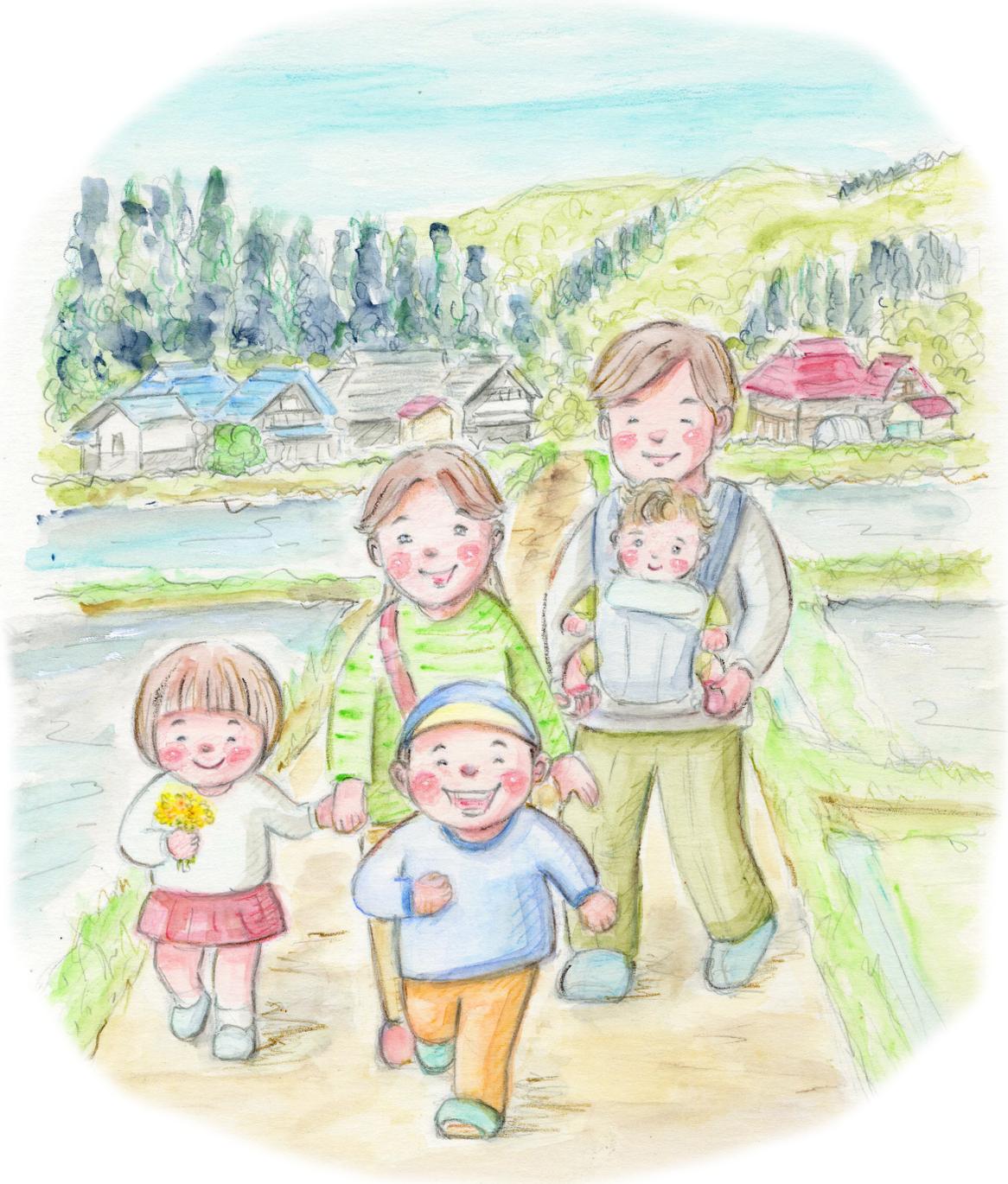


いきいきと子どもがかがやく 教育・子育て支援

子育て支援サービスのご紹介



福島県 金山町

◆結婚や出産に関する主な補助・支援制度

令和6年4月1日現在

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
結婚・ 出産	結婚対策資金貸付	結婚しようとする町民の方	1組あたり200万円以内 (融資期間7年以内でかつ1年以内の据置) 貸付利率は年5%以内	企画課 (0241-54-5203) (窓口:会津よつば農協金山支店)
	結婚祝金	夫婦あるいはどちらかが町民で、夫婦において定住の意思がある方	1組10万円	企画課 (0241-54-5203)
	結婚対策資金利子補給	結婚を機に金融機関(会津よつば農協)から借入れを行う方で、町内に住民登録を有し、実際に居住し、町に永住する意思があり、町税等の滞納がない方	1組あたり200万円以内(償還7年以内)の融資額の年間利子の2/3の額を補給	
	結婚新生活支援事業補助	結婚を機に金山町内で新たに生活するための、物件購入費または貸借のために要した費用、引っ越し費用	居住および引越に要する経費 1世帯当たり上限30万円 (対象者の年齢要件(39歳以下)や所得要件等あり)	
	新生児誕生祝金	出産によって父または母となった方。出産の日において町民で定住の意思がある方	第1子または第2子 30万円 第3子以降 50万円	保健福祉課 (0241-54-5135)
	不妊症・不育症治療助成	婚姻関係(事実含む)の夫婦の一方または両方が金山町に住民登録があり、かつ実際に居住している方で町税等の滞納がない方(その他に条件あり)	不妊症: 保険診療に係る自己負担分を対処に助成 不育症: 福島県の助成制度の対象となった経費に係る自己負担分を対象に助成	
	出産応援給付金	金山町に住民登録のある妊婦	妊娠届出時に面談を受けた妊婦を対象に出産応援給付金(50,000円)を支給	

◆子育てや医療に関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
子育て・ 医療	子育て応援給付金	金山町に住民登録があり、出産したお子様を養育する方	出生後に面談等を受けた養育者を対象に子育て応援給付金(お子様1人あたり50,000円)を支給	保健福祉課 (0241-54-5135)
	妊婦の一般健診費助成	金山町に住民登録がある妊婦	15日まで健診費が無料	
	母子健診費助成	1ヶ月児健診にかかる費用の助成	1ヶ月児健診にかかる費用(払い戻しには上限あり)	
	チャイルド・ジュニアシート貸出	6歳未満	無料	保健福祉課 (0241-54-5131)
	保育料無料化	町内保育所児童	保育料無料	川口保育所 (0241-54-2822)
	時間外保育(無料)	町内保育所児童	延長保育・土曜保育の受入れ	
	医療費無料化	18歳になる年度の3月31日まで	医療費無料	保健福祉課 (0241-54-5135)
	子どもの予防接種無料	予防接種法に定められた接種の対象となる子ども	定期の予防接種が無料(払い戻しには上限あり)	
	産後ケア事業	出産後1年未満の母子	助産所で宿泊・日帰りケアのサポート 自己負担 宿泊1日3,000円(1泊2日6,000円)、日帰り1日1,500円 以外の経費を町が支援(双胎は額が異なります)	
	乳幼児紙おむつ等購入費助成事業	子どもの住民登録が金山町であり、かつ子どもの生活の実態が金山町にあること・子どもの年齢が3歳以下であること	紙おむつ等代金相当として1月あたり5,000円を支援	
乳幼児相談会	未就学児	身体測定・個別相談		
子ども家庭センター	妊娠期から子育て期まで	母子保健、育児に関する総合相談 妊娠期～子育て期にわたる切れ目無い支援		

◆学校教育に関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
義務教育	給食費無料化	町立小・中学生	給食費無料	教育委員会 (0241-54-5333)
	教材費支援		入学時学用品 小学校 15,000円/人(年額) 中学校 20,000円/人(年額)	
	入学準備品支援		運動着、制服(各1セット)無料	
	修学旅行無料化		修学旅行無料(旅費等)	
	各種検定受験料支援		町立中学生で漢検・英検等を受験した者	
高等教育	町奨学金貸与制度	県立川口高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等の生徒または学生(その他条件あり)	高等学校 月額20,000円(上限) それ以外 月額50,000円(上限) 奨学金は無利子貸与	教育委員会 (0241-54-5333)
	教育活動支援	川口高校生(桐径会より)	入学準備支援金(1年生)30,000円 修学旅行支援金(2年生)20,000円 就職活動支援金(3年生)20,000円 各部活動への補助	
	生徒通学費補助		通学費用の半額補助	
	資格取得支援	川口高校生で漢検・英検等の資格を取得した者	受験料の3割補助	
	学校寮補助	川口高校生で学校寮入寮者	初年度入寮費3,000円および寮費月額10,000円のみ負担	
	若桐寮支援	川口高校生で若桐寮入寮者	初年度入寮費3,000円および寮費月額20,000円のみ負担	

◆仕事や暮らしに関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
就労支援	保健師等養成奨学資金貸与制度	保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士(以下「保健師等」という。)を養成する学校に在学し、将来保健師等を目指し、卒業後金山町で保健師等として働く学生	月額10万円(上限) ※ 卒業後金山町内で保健師等として従事している期間は奨学金の返済を猶予し、継続して5年間従事した場合は全額免除	教育委員会 (0241-54-5360)
	資格取得支援事業	新たに就労に関する資格を取得した者(要件あり)	対象経費の1/2(上限10万円)	企画課 (0241-54-5203)
	新規就農者支援事業	新規就農者の就農初期と就農後の定着を支援します。 ・独立・就農予定年齢が50歳未満 ・青年新規就農者ネットワークに加入 ・3年以内に青年就農計画等の認定を受ける ・地域おこし協力隊でないこと	補助金額100万円(1年目50万円、2年目20万円、3年目30万円) ただし、交付途中で経営開始資金を受けると、既交付補助金額を減じた額が上限	農林課 (0241-54-5321)
	耕作放棄地再生事業	・農業委員会が現地調査を行い、耕作放棄地と判断した農地で農業用機械では耕起等農作物の作付けが困難な町内の田畑(再生する農地は500㎡以上が対象)	・新たに農業を始める者(1年目のみ)補助率10/10(上限30万円) ・その他の農業者、集落営農組織、団体等 補助率4/5(上限100万円)	
	農業を担う者育成支援事業	定年や退職を契機に新たに農業を始める者で中小規模の農業者が対象 ・認定農業者等の担い手以外の者 ・定年、退職後の新規就農者 ・3年後に目標面積、販売額を目指す者 ・5年以上農業経営をする者	農機具および設備購入費の初期経費補助率1/2(上限30万円)	
生活	住宅賃貸者生活応援事業	町に住所を有し、永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方。町立小・中学校および川口高校に通学している児童生徒に限る)。賃借料月額10,000円以上。転勤が伴う職種、公務員、町税滞納者は対象外。	6ヶ月に1度、月額5,000円相当を町内の商品券で支給	企画課 (0241-54-5203)
	遠距離通勤生活応援事業	只見町、昭和村、三島町、柳津町以外の町外の勤務地に勤務して金山町に住所を有し、町に永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方。町立小・中学校および川口高校に通学している児童生徒に限る)。勤務日数が月15日以上。町税滞納者は対象外。	6ヶ月に1度、月額5,000円相当を町内の商品券で支給	

◆住居や住宅改修などに関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
住居	空き家バンク	移住・定住希望者	空き家情報の提供、詳しくはホームページをご確認ください。	企画課 (0241-54-5203)
	町営住宅	単身者・家族向け	町内47戸の町営住宅貸与・維持管理。空き部屋については、ホームページをご確認ください。	建設課 (0241-54-5311)
住宅	空き家改修補助	空き家の所有者または貸借人(所有者の同意がある場合のみ)が、定住のため、町内業者に依頼して空き家の改修	住宅部分の改修。家電品は対象外 対象経費の3/4補助(上限150万円)	企画課 (0241-54-5203)
	既存住宅改修補助	定住の意思がある町内の住宅所有者が、世帯員の増を伴って、町内業者に依頼して改修	住宅部分の改修。家電品は対象外 対象経費の2/3補助(上限100万円)	
	住宅取得事業補助	移住・定住のために、町内に住宅を新築または空き家を購入	新築または空き家購入。 対象経費の1/2補助(上限70万円) (年齢要件等で加算あり この場合の上限100万円)	
	空き家家財道具等処分支援事業補助	金山町空き家バンクに登録された空き家または町内の空き家で売買または賃貸借契約が成立した空き家の家財処分	家財道具等の処分・搬出に要する経費 対象経費の10/10補助(上限20万円)	
移住	移住支援金給付事業	東京圏に5年以上在住し、金山町に移住する方(その他対象条件あり)	単身60万円、 世帯100万円(子供1人当たり100万円加算)	
	若者移住応援事業	金山町に移住した方で、町に永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方等の要件あり)勉学のための転入、転勤に伴う職種、公務員、税等の滞納者は対象外。	単身15万円、 世帯25万円(子供1人当たり10万円加算)	

◆教育・生涯学習に係る主な事業

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
教育・生涯学習	地域一体型ふるさと教育	町内の0～18歳までの乳児・幼児・児童・生徒 (県立川口高等学校生を含む。)	地域や学校等施設間の連携を強化したふるさと教育の展開	教育委員会 (0241-54-5360)
	放課後子ども教室	町立小学生	放課後の遊び場等の提供	
	こめらっこ広場		休日の体験型学習およびレクリエーション	
	スポーツ少年団	町立小・中学生および高校生	スポーツ少年団活動の推進・助成	
	夏休み学習塾		夏休み期間中の学力向上	
	スポーツ講習会	町立小・中学生および一般	各種スポーツの競技力向上	
	学習支援事業	町立小・中学生・若桐寮生および一般	様々な学習に対する支援	



令和6年4月現在